

政策企画部

No. 6

制 度 名	公共スポーツ施設等活性化助成事業 【一般財団法人地域活性化センター】	主管課名	地域振興課 企画調整 G							
		問合せ先	029-301-2732							
目的・趣旨	公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するためにその管理運営に創意工夫をこらして実施するモデル的な事業に対する支援を行い、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。									
〔対象団体〕 市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会										
〔対象事業〕										
(1) システム整備事業 助成対象施設（※）の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うもの。（地方債等の特定財源が充当されるもの及び施設整備に係るものを除く。）										
(2) ソフト事業 公共スポーツ施設の利用促進に資する、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのソフト事業。（地域医療機関が実施するものを除く。）										
※ 対象団体が設置する体育館、陸上競技場、野球場、プール及び健康増進に寄与する施設並びにそれらの複合施設のうち、事業終了年度までに運営を開始している施設。（学校体育施設を除く。）										
〔補助要件等〕										
<ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体の補助金及び、それに類似する民間企業等による制度的支援を受けている事業は対象外 ・事業費に現金・商品券等の金券類を含む事業は対象外 ・本助成金の交付決定があった年度に完了する単年度事業 ・システム整備事業については対象経費が 100 万円以上の事業 										
〔対象経費〕 対象団体が対象事業を実施するために要する経費（施設の維持管理及び竣工式等の記念行事等の費用や指定管理者制度導入施設の場合の本来の施設管理に関わる人件費・運営費等の費用は除く。）										
〔補助限度額等〕 300 万円（システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業を含む。ただし、ソフト事業については 100 万円を上限とする。）										
〔経費負担割合〕										
区分		国	県	市町村						
市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会				10/10 以下						
〔2 年度当初予算額〕		〔2 年度補助対象団体〕 令和 2 年度事業は募集終了								
〔備考〕 一般財団法人地域活性化センターからの補助。翌年度の事業要望調査は、毎年 11 月頃に同センターから県を通じて行われる。										